

# 業務改善助成金の活用

福井労働局 雇用環境・均等室

# 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）について

業務改善助成金制度は、最低賃金引上げに向けて、中小企業・小規模事業者を支援する目的で設けられているもので、事業場内の労働者の賃金を引き上げた中小企業・小規模事業場に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等に係る経費の一部を助成する制度です。

# 事業主の条件

## ①雇用保険又は労災保険適用の以下の中小企業事業主

業種	A. 資本又は出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下(※)

(※)助成金の対象事業場規模は100人以下

## ②事業場内最低賃金が、地域別最低賃金(福井県は830円(10/2改定))と30円以内しか差がない(つまり、時給830円~860円)

# 業務改善の主な事業等

○生産性向上に資する設備・機器の導入

○外部専門家によるコンサルティング など

★主な活用事例(業務改善助成金活用事例データは厚生労働省ホームページに掲載)

- ・POSレジシステムの導入による在庫管理の短縮
- ・リフトつき特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ・インターネット受発注機能があるホームページの作成による業務の効率化
- ・顧客、在庫、帳票管理システムの導入による業務の効率化
- ・専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上 など

# 事例1(製造業編)

## 業務改善助成金業種別事例集(製造業編)

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。  
 具体的な業種別の導入事例として、今回は「製造業」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

### 調理器具類

#### 【生産性向上の効果】

○導入前  
 手作業で食品を加工、計量、製造していたため、製品の出来具合にばらつきが生じていた。また、人員を多く割く必要があり、作業効率が悪かった。

○導入後  
 出来具合にばらつきがなくなり、作業時間を削減することができた。また、人員を削減することができ、他の業務に回すことが可能となったことで作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
原料充填機 (ケーキ生地、ジャムなど)	パン・菓子製造業 等	計5事業場
食材カッター 食材皮剥き機	冷凍調理食品製造業	計3事業場
パン発酵機	パン・菓子製造業	計2事業場

### 包装機

#### 【生産性向上の効果】

○導入前  
 包装を手作業で行っていたため、製品の出来具合にばらつきがあり、作業時間が長くなっていった。また、一度に生産できる量も限られていたため、作業効率が悪かった。

○導入後  
 均一な仕上がりが実現し、一度に多くの量を生産することができるようになったことで、作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
シュリンク包装機	印刷・関連業 化学工業	計2事業場
菓子個包装機械	パン・菓子製造業	1事業場

### 冷凍・冷蔵庫類

#### 【生産性向上の効果】

○導入前  
 既存の設備では十分な冷凍が行えず、食材や製品の状態によって処理作業が生じていた。

○導入後  
 十分な冷凍が行えるため、保存中の食材や製品の品質が改善され、処理作業が軽減され作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
冷凍庫	食料品製造業 水産食料品製造業	計3事業場
冷凍冷蔵庫	パン・菓子製造業	1事業場

### その他

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
経理システム 工程管理システム 生産管理システム 等	外衣・シャツ製造業 金属製品製造業 等	計22事業場
フォークリフト 特種用途自動車類 (それに準ずるもの含む。)	豆腐・油揚製造業 はん用機械器具製造業 等	計4事業場
改修等による レイアウト変更	繊維工業 電子部品製造業	計4事業場
ベルトコンベア	プラスチック製品製造業 製茶業 等	計3事業場
ミシン	繊維製品製造業 等	計3事業場

### 申請先

申請する事業場が所在する都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお尋ねください。

## 事例2(卸売業・小売業編)

### 業務改善助成金業種別事例集（卸売業・小売業編）

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。  
具体的な業種別の導入事例として、今回は「卸売業・小売業」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

#### POSレジシステム、自動釣銭機等

##### 【生産性向上の効果】

○導入前

入金・売上の集計や、領収書、釣銭支払等、作業時間が長くなっていた。

○導入後

清算業務が自動化され時間短縮されることにより、顧客の回転率も向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
POSレジシステム	玩具小売、 自転車販売、 食料品小売業 等	計8事業場
自動釣銭機	日用品・雑貨・園芸等 小売、 一般食品小売	計5事業場

#### フォークリフト・特種用途自動車類（それに準ずるもの含む。）

##### 【生産性向上の効果】

○導入前

荷物の運搬や積み下ろし作業に時間がかかっていた。

○導入後

一度に大量の重量物等を運ぶことができ、作業時間が短縮した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
フォークリフト	農業機械・自動車部 品卸売業、 建設資材卸売業	計2事業場
運搬用冷凍車	食肉卸売業	1事業場

#### 調理器具類

##### 【生産性向上の効果】

○導入前

仕込みや調理等作業に時間がかかり、他の作業に手が回らず製造できる量も少なかった。

○導入後

仕込み時間・調理時間が短縮され、一度に製造できる量も増えて効率が上がった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
ミキサー	菓子・パン小売業 等	計3事業場
焙煎機	自家焙煎コーヒー豆 販売	1事業場
食品裁断機	菓子・パン小売業	1事業場

#### その他

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
食品卸売システム、 会計・仕入・販売システム、 顧客管理システム等	食肉卸売業、 農産物資材卸売業、 食料品小売業 等	計36事業場
受発注機能付きホーム ページ	花・植木小売業、 珈琲喫茶店 等	計4事業場
経営コンサルタント	中古機器販売、 自動車小売	計2事業場
人材育成・教育訓練	調剤薬局 等	計2事業場
真空包装機	茶類小売業	1事業場

#### 申請先

申請する事業場が所在する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。



# 助成の条件となる成果と助成額

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率			
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※)			
		2~3人	40万円					
		4~6人	60万円					
		7人以上	80万円					
30円コース	30円以上	1人	30万円		以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※)		
		2~3人	50万円					
		4~6人	70万円					
		7人以上	100万円					
60円コース	60円以上	1人	60万円			以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※)	
		2~3人	90万円					
		4~6人	150万円					
		7人以上	230万円					
90円コース	90円以上	1人	90万円				以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※)
		2~3人	150万円					
		4~6人	270万円					
		7人以上	450万円					

(※)生産性とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合に、加算して支給されます。

# 支給の要件

- 1 賃金引上計画を策定すること<sup>(注1)</sup>  
事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる(就業規則等に規定(引き上げ後の最低賃金額を明記))
- 2 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと<sup>(注2)</sup>  
(①単なる経費削減のための経費、②職場環境を改善するための経費、③通常の事業活動に伴う経費は除きます。)
- 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

(注1)賃金引き上げは、交付申請日(労働局へ到着後)以降に行えます。

(注2)事業の実施(発注や契約等)は、交付決定を受けた後でなければなりません。



# 申請に必要な主な書類

- (1) 中小企業最低賃金引上げ支援対策費(業務改善助成金)交付申請書(様式第1号)
- (2) 国庫補助金所要調書(様式第1号 別紙1)
- (3) 事業実施計画書(様式第1号 別紙2)
- (4) 就業規則
- (5) 賃金台帳(申請前の3カ月分)
- (6) 会社カレンダー等、所定労働日数、時間がわかるもの
- (7) 労働条件通知書
- (8) タイムカード等就業状況がわかるもの
- (9) 事業の内容のわかるもの(見積書:2社以上、カタログ等、図面、写真等概要のわかるもの(現状及び改善後))

この他、必要に応じて追加の資料提出を求める場合があります。

# 申請窓口と手続き概要

申請窓口：福井労働局 雇用環境・均等室(0776-22-0221)

福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階

申請期限：令和3年1月29日

申請に関する情報

①業務改善助成金 交付要綱・交付要領 各種様式 記載例  
(厚生労働省ホームページ)

②申請フローチャート、申請にあたってのチェックポイント  
(福井労働局ホームページ)

[※いずれもトップページより「業務改善助成金」と検索]